

第2期 特定健康診査等実施計画

〈第2期 平成25年度～平成29年度〉

特定健康診査等の実施については、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、第1期として平成20年4月1日より平成25年3月31日まで、40歳から74歳までの被保険者と被扶養者を対象に実施してきたところである。

この第2期の実施計画は、法の定めるところにより、特定健康診査等基本方針に即して、平成25年4月1日より平成30年3月31日までの5年間の特定健康診査等の実施する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）として定め、これを公表する。

なお、これを変更したときは、速やかに公表する。

記

1. 特定健康診査等の基本的な事項

(1) 特定健康診査等の基本的な考え方

「特定健康診査」は、生活習慣病の中でも、特に、心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等（以下「糖尿病等」という。）の有病者やその予備群が増加しており、その発症前の段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の者について、生活習慣改善のための特定保健指導の対象者を的確に抽出するために行う。

「特定保健指導」は、特定健康診査の結果、動機付け支援及び積極的支援の対象となった者に対し、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的に行う。

(2) 特定健康診査の健診項目

①基本的な健診項目

- ア 既往歴の調査[服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む]
- イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査[理学的検査（身体診察）]
- ウ 身長、体重及び腹囲の検査
- エ BMI [BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) の2乗]
- オ 血圧の測定
- カ 肝機能検査[AST (GOT)、ALT (GTP)、γ-GTP]
- キ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- ク 血糖検査[空腹時血糖又はヘモグロビンA1c (HbA1c)]
- ケ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無）

②詳細な健診項目（医師の判断による追加項目：告示で規定）

- ア 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）
- イ 心電図検査（12誘導）
- ウ 眼底検査

(3) 特定保健指導の対象者（基準の詳細は別紙1）

特定健康診査の結果と質問票により、情報提供、動機付け支援及び積極的支援に階層化を実施し、動機付け支援及び積極的支援に該当した者を特定保健指導の対象者とする。

(4) 特定保健指導の実施

①動機付け支援

動機付け支援とは、対象者が自らの生活習慣を自覚し、自ら生活習慣の改善に取り組むことを目的として、厚生労働大臣が定める方法により、医師、保健師及び管理栄養士等（以下「医師等」という。）の面接による指導の下に行動計画を策定し、医師等が生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行うとともに、当該計画の策定の日から6か月以上経過後に当該計画の実績に関する評価を行う保健指導をいう。

②積極的支援

積極的支援とは、対象者が自らの生活習慣を自覚し、自ら生活習慣の改善に継続的に取り組むことを目的として、厚生労働大臣が定める方法により、医師等の面接による指導の下に行動計画を策定し、医師等が生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行うとともに、当該計画の進捗状況に関する評価及び当該計画の策定の日から6か月以上経過後に当該計画の実績に関する評価を行う保健指導をいう。

2. 特定健康診査の対象者数

平成26年度から平成29年度の対象者数は、被保険者及び被扶養者ともに100人増加するものとして次（表1）のとおりとする。

（表1）特定健康診査等対象者数の推計

対象者		年度					備考
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
対象者数	被保険者	19,249	19,394	19,494	19,594	19,694	
	被扶養者	8,983	9,083	9,183	9,283	9,383	
	計	28,232	28,477	28,677	28,877	29,077	

3. 第2期の実施目標

(1) 特定健康診査の実施率

平成29年度における保険者種別の最終目標値は85%であることから、第2期の各年度の目標値は次（表2）のとおりとする。

（表2）特定健康診査目標値

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
実施人数	被保険者	16,593	16,873	17,155	17,439	17,725	
	被扶養者	4,049	4,770	5,500	6,240	6,990	
	計	20,642	21,643	22,655	23,679	24,715	
実施率 (%)		73.00	76.00	79.00	82.00	85.00	

(2) 特定保健指導の実施率

平成29年度における保険者種別の最終目標値は30%であることから、第2期の各年度の目標値は次(表3)のとおりとする。

(表3) 特定保健指導目標値

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考	
特定保健指導	動機付け支援	対象者数	1,530	1,604	1,679	1,755	1,831	
		実施人数	153	241	336	439	549	
		実施率(%)	10.00	15.00	20.00	25.00	30.00	
	積極的支援	対象者数	2,446	2,565	2,685	2,806	2,929	
		実施人数	245	411	537	701	879	
		実施率(%)	10.00	15.00	20.00	25.00	30.00	
	計	対象者数	3,976	4,168	4,363	4,561	4,760	
		実施人数	398	652	873	1,140	1,428	
		実施率(%)	10.00	15.00	20.00	25.00	30.00	

(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

成果に関する目標として、平成29年度の目標は平成20年度対比で25%であることから、第2期の目標値は次(表4)のとおりとする。

(表4) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率目標値

	29年度	備考
対象者数	29,077	
推計人数(*1)	7,342	
非該当改善者数	1,835	
非該当改善率	25.00	

(*1) 対象者数に平成20年度の基礎数値25.25%を乗じた数

4. 特定健康診査等の実施方法

特定健康診査等の実施については、組合健康管理室及び契約医療機関等において実施する。

(1) 実施時期

実施は、通年とする。

(2) 受診方法

① 特定健康診査

法の定める特定健康診査の費用は全額組合負担とし、組合診療所及び契約医療機関においては、所定の手続き(詳細は組合ホームページの保健事業)の後受診する。

また、契約のない医療機関においては、受診後補助金請求により補助する。

② 特定保健指導

法の定める特定保健指導の費用は全額組合負担とし、組合健康管理室及び契約機関においては、所定の手続き(詳細は組合ホームページの保健事業)の後受診する。

5. 特定健康診査等のデータ管理

特定健康診査等のデータの保管は、5年とする。

6. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、組合「個人情報保護管理規定」及び「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」を遵守し、適正に取扱う。

組合のデータ管理者は、常務理事とし、データの利用者は健康管理室職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等、また、契約で定める期間、善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、第三者に提供、開示を行わないことを契約書に明記する。

7. 特定健康診査等実施計画の公表

この計画は、ホームページ等で公表し、普及啓発に努める。

8. 特定健康診査等の実施状況の報告及び計画の見直し

特定健康診査等の実施状況は、理事会及び組合会において報告する。

また、この計画は必要に応じて見直すこととする。

附則

1. この実施計画は、平成20年4月1日から適用する。

1. この実施計画は、平成25年4月1日から適用する。